

3 学校体育施設の整備充実

(1) 学校体育施設の整備充実

体育館については、ほとんどの学校に整備されていますが、水泳プールについては、未整備の学校がみられます。また、中学校における柔剣道場については、その設置率が極めて低い状況にあります（表3-1）。

したがって、今後、体育・スポーツ活動の一層の充実・発展が図れるよう、水泳プールの未設置校の解消と中学校における柔剣道場の整備促進に努める必要があります。

また、教科で行う体育や運動部活動を効果的に推進するためのトレーニング機器の整備についても検討する必要があります。

表3-1 学校体育施設の設置状況

(単位：%)

施設名	校種	小学校	中学校	高等学校
体育館		94.3	100.0	100.0
水泳プール		85.9	89.5	75.5
柔剣道場			18.4	77.7

(注) 分校も含む
(資料) 保健体育課調査(平成4年5月)

【スポーツの振興】

1 スポーツ振興推進体制の整備充実

(1) スポーツ振興推進体制の整備

ア 県における推進体制

県におけるスポーツの振興は、県教育委員会が市町村教育委員会をはじめ財団法人福島県体育協会・福島県レクリエーション協会等と連携しながら推進しています。

特に、ふくしま国体へ向けた競技力の向上については、昭和63年度から第50回国民体育大会福島県競技力向上対策本部を設置し推進しています。

また、昭和50年度から市町村におけるスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、派遣社会教育主事（スポーツ担当）制度を導入し、これまで9市25町8村に47人（平成4年度現在）を派遣してきましたが、市町村からの希望が多く、その要望に応じきれない状況にあります。

したがって、ふくしま国体を契機として県民のスポーツに対する関心が更に高まることが予想されることから、県民のスポーツ・レクリエーションのなご一層の普及・振興と競技力の維持・向上を図るため、県の推進組織の改編について検討する必要があります。

また、派遣社会教育主事制度については、今後も継続実施するとともに、派遣を受けた市町村に対し、この制度の趣旨を踏まえ、スポーツ・レクリエーションの振興を図る組織の整備について促進する必要があります。

さらに、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動を円滑に推進するため、各教育事務所等にスポーツ担当職員を配置することについても検討する必要があります。

イ 市町村の推進体制

市町村におけるスポーツの振興は、市町村の教育委員会と体育協会が連携しながら推進しています